

議会議案第31号

公平負担の観点から山崎浄化センター内への新ごみ焼却施設建設に断固反対する決議について

公平負担の観点から山崎浄化センター内への新ごみ焼却施設建設に断固反対することに関し、次のとおり決議する。

平成28年3月16日提出

提出者	鎌倉市議会議員	上	畠	寛	弘
同	同	上	渡	邊	昌一郎
同	同	上	松	中	健治

## 公平負担の観点から山崎浄化センター内への新ごみ焼却施設建設 に断固反対する決議

鎌倉市長は、新ごみ焼却施設建設を山崎浄化センター（山崎下水道終末処理場）の敷地内と決定した。事前に近隣住民に対して何ら説明をせずに選定したことから近隣住民の不信感が増す中、新ごみ焼却施設建設候補地選定結果説明会において市長が「私が市長という立場で候補地の方針を決めた」「私が市長である以上、方針は変わらない」と発言をしたことは、近隣住民を愚弄し、あまりに乱暴かつ不誠実である。このことは近隣町内会、自治会によって結成された「新ごみ焼却施設建設に反対する住民の会」の結成の趣旨にも紹介され、憤りを表明されている。

そもそもごみ焼却施設という性質上、迷惑施設の性格を有することから、建設に当たっては建設予定地となった地域からは当然、反対の声が上がる。しかしながら、ごみ焼却施設は、行政運営においては自区内処理の原則にのっとり、必要な施設であることから、鎌倉市内のいずれかの場所に必ず建設しなくてはならないが、選定においては、地域ごとの負担の平等性・公平性に鑑みた判断が必要であることは言うまでもない。

ところが、新ごみ焼却施設建設地の選定においては、このような観点が皆無であり、既に当該地においてはごみ焼却施設と同様に迷惑施設の性格を有する下水道終末処理場が存在していながら、さらに同敷地内に新ごみ焼却施設建設地に決定したのである。これまで市の下水処理事業、山崎浄化センターについては、近隣住民の方々の御理解と御協力があったからこそ、円滑に運営することができたことは決して忘れてはならない中、この度の市長と市の判断は、近隣住民の御理解と御協力をないがしろにするのみならず、さらなる負担、二重の負担を押しつけるものである。

以上のことから、二元代表制の片翼を担う鎌倉市議会としては公平負担の観点から山崎浄化センター内の敷地内への新ごみ焼却施設建設について、断固反対の意思を表明し、鎌倉市長には新ごみ焼却施設建設地についての方針の撤回と再考を強く求めるものである。

以上、決議する。

平成28年3月17日